

# 令和8年度 兵庫労働衛生行政のあらまし

～労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり～

兵庫労働局労働基準部 健康課

## 令和8年度 兵庫労働衛生行政のポイント

### 兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画取組ポイント（令和5年度～令和9年度）

- ◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策
- ◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ◇ 化学物質等による労働災害防止対策
- ◇ その他の職業性疾病予防対策



## 兵庫県下における労働衛生の現況

図1 業務上疾病の推移

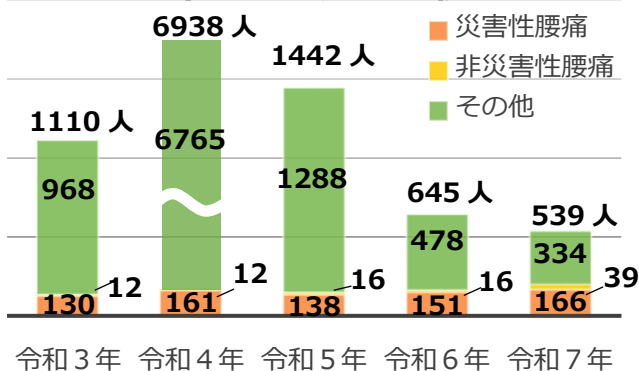


図2 定期健康診断有所見率

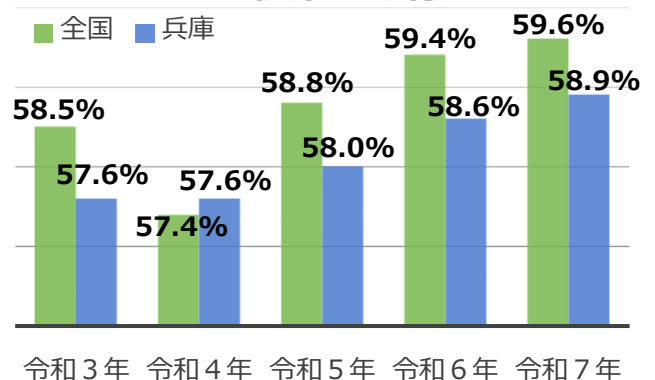


図3 じん肺有所見率の推移

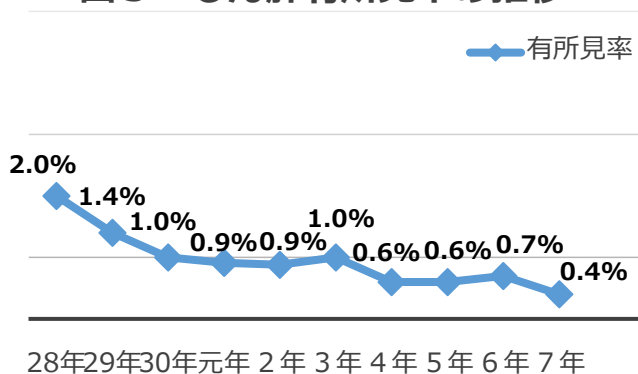
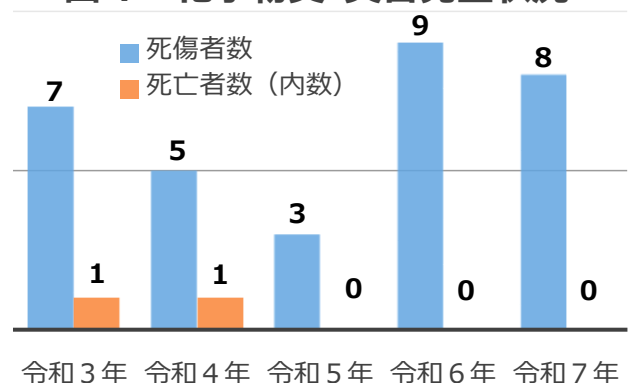


図4 化学物質・災害発生状況



## 主な労働衛生対策

### ◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

#### 1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、引き続き、産業医による面接指導等、労働安全衛生法に基づく労働者の健康確保措置の確実な実施の徹底を図ります。

## 2 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知・指導を行います。また、ストレスチェック実施の徹底を図るため、労働者数 50 人以上の事業場に対して重点的に指導等を行い、集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても適切な実施を促進します。さらに、昨年 5 月に公布された労働安全衛生法により、労働者数 50 人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化され、3 年以内に施行されることから、周知及び実施の促進を図るとともに、専門スタッフによる支援及びポータルサイト「こころの耳」の研修ツールや取組事例等の活用について周知を図ります。

## 3 職場における健康づくりの推進

令和 5 年 3 月改正の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、コラボヘルスの推進に積極的に取り組むよう周知を図ります。

## 4 健康診断及び事後措置等の徹底

健康診断及び事後措置について、「職場の健康診断実施強化月間」（9 月）重点的に周知・指導を行います。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知・利用勧奨を行います。

## ◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進

「兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！」に基づき、地域両立支援推進チームで作成した取組事例パンフレットを活用する等し、治療と仕事の両立支援制度、「企業医療機関連携マニュアル」及び団体経由産業保健活動推進助成金等について事業者へ周知・啓発を図ります。また、令和 8 年 4 月 1 日、労働施策総合推進法の改正により「治療と仕事の両立支援」に係る措置が事業主の努力義務とされたことから、「治療と就業の両立支援指針」等について、併せて周知を図ります。

## ◇ 化学物質等による労働災害防止対策

### 1 化学物質による健康障害防止対策の推進

新たな化学物質規制に係る安衛法施行令等に基づき、その円滑な施行に向け、次の事項について周知啓発を図ります。①ラベル表示・SDS 等による通知の義務対象物質の追加及び通知事項の追加等に係る対応、②労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置の追加、③皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、④化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任の徹底、⑤衛生委員会の付議事項の追加、⑥ばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施及び記録作成、⑦作業環境測定結果が第 3 管理区分の事業場に対する措置の強化、⑧個人ばく露測定実施者の資格要件の追加

### 2 石綿による健康障害防止対策の推進

石綿ばく露防止対策推進 5 か年計画（令和 4 年度から令和 8 年度）に基づき、有資格者による石綿事前調査及び石綿事前調査結果報告システムによる調査結果等の報告等、石綿障害予防規則に基づく措置の徹底を図り、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置等の周知・指導を行います。

### 3 粉じん障害防止対策の推進

兵庫第 10 次粉じん障害防止総合対策（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策を、引き続き推進します。

## ◇ その他の職業性疾病予防対策

### 1 熱中症の予防対策の推進

職場における熱中症の予防について、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進するとともに、あらゆる機会に令和 8 年 3 月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」の周知を図ります。また、令和 7 年 6 月 1 日に施行された改正労働安全衛生規則で義務化された「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」の措置を確実に指導します。

### 2 騒音障害の予防

令和 5 年 4 月改訂の「騒音障害防止のためのガイドライン」について、引き続き周知を図ります。

### 3 電離放射線障害防止対策等の推進

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び令和 7 年に改正された電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について周知を図ります。

### 4 腰痛予防対策の推進

介護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図ります。また、腰痛予防指針の周知を図るとともに、職場の危険の見える化実践マニュアルの普及と指導での活用を図ります。